

固定資産の管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
大阪府住宅供給公社	<p>毎会計年度に1回以上固定資産の実査を行うことが規定されているが、備品（10万円以上）について実施されていない。</p> <p>大阪府住宅供給公社会計規程 第44条 固定資産の管理責任者は、毎会計年度1回以上、所管の固定資産を台帳と実地照合しなければならない。</p>	<p>固定資産の実査が行われない場合には、固定資産の紛失や遊休などの状況を適時に認識できなくなる懸念がある。</p> <p>現状の固定資産台帳は現在の所在との乖離があるため、規程に基づき計画的に固定資産実査を実施されたい。</p>	<p>平成26年3月に台帳と備品の実地照合を実施し、全て存在していることを確認した。今後、規程に基づき適正に対応していくよう努める。</p>